

横須賀市自然・人文博物館リニューアル  
改修設計・製作等業務

事業者選定プロポーザル

仕様書

令和8年(2026年)7月

横須賀市教育委員会

## 目次

第1	総則.....	1
1	本仕様書の位置付け.....	1
2	業務概要.....	1
	(1) 業務名.....	1
	(2) 契約区分及び事業期間.....	1
	(3) 対象施設.....	1
	(4) 本施設の位置付け.....	1
3	リニューアルに対する思い.....	1
第2	共通要件.....	2
1	建物の概要.....	2
	(1) 現状.....	2
	(2) 対象敷地.....	2
2	法令、基準等.....	3
	(1) 総則.....	3
	(2) 申請.....	3
	(3) 遵守すべき法令等.....	3
3	事業者に係る基本的事項.....	5
	(1) 基本的な考え方.....	5
	(2) 保険.....	5
	(3) 著作権.....	5
	(4) その他.....	6
4	事業範囲.....	8
	(1) 実施体制.....	8
	(2) 事業範囲.....	9
	(3) 事業範囲の除外事項.....	9
第3	施設の機能及び性能に関する水準.....	10
1	博物館の目的・使命.....	10
2	リニューアルの方向性.....	10
	(1) 目指す姿.....	10
	(2) ターゲット.....	10
	(3) 基本計画の位置づけ.....	11
	(4) 施設改修の主な考え方.....	12
	(5) 特記事項.....	13

3	展示機能及び性能に関する仕様.....	15
	(1) 提案を求める領域.....	15
	(2) 展示のねらい及び内容.....	16
	(3) その他必要となる機能.....	20
4	交流機能及び性能に関する仕様.....	23
5	収蔵機能及び性能に関する仕様.....	25
6	執務機能及び性能に関する仕様.....	26
7	建築機能・建築設備機能及び性能に関する仕様.....	27
	(1) 建築機能.....	27
	(2) 建築設備機能.....	27
第4	業務の実施に関する仕様.....	29
1	展示改修設計.....	29
2	建築改修設計.....	30
3	展示製作・設置.....	32
4	建築改修工事監理.....	34
5	建築改修工事.....	35
6	成果物及び提出部数.....	36
	(1) 特記事項（共通）.....	36
	(2) 設計完了時（期限：令和10年3月31日まで）.....	36
	(3) 整備完了時（期限：令和12年3月15日まで）.....	37
7	コスト・積算に関する考え方.....	39
	(1) リニューアル後の運営方針.....	39
	(2) 収入・支出に対する基本的な考え方.....	39
	(3) コストに関する提出資料.....	39
	(4) その他（補助金要望時）.....	40
8	その他業務.....	41
	(1) 周知・広報.....	41
	(2) 工事期間中の対応.....	41
	(3) 開館に向けた準備.....	41
	(4) 施設運営.....	41
	(5) 資金調達.....	41

## ■別添資料一覧

- 別添資料1 アスベスト調査報告書
- 別添資料2 横須賀市自然・人文博物館 リニューアル基本計画
- 別添資料3 横須賀市自然・人文博物館 リニューアル基本計画―概要版―
- 別添資料4 外観改修想定範囲
- 別添資料5 設備更新リスト
- 別添資料6 構造診断報告書
- 別添資料7 リニューアル後各諸室平面図
- 別添資料8 展示ケース水準リスト
- 別添資料9 展示機能水準リスト
- 別添資料9 資料画像
- 別添資料10 収蔵機能水準リスト
- 別添資料11 執務機能水準リスト
- 別添資料12 既存図
- 別添資料13 建築基準法確認リスト
- 別添資料14 エレベーター・トイレ基本設計書
- 別添資料15 構造計画概要書
- 参考資料1 設備経年劣化診断報告書
- 参考資料2 給排水設備老朽度調査報告書
- 参考資料3 既存建物課題整理報告書
- 参考資料4 概算事業費（参考）
- 参考資料5 博物館費決算額（R4-R6）

※●は非公開資料閲覧申請書提出後、閲覧可能

# 第1 総則

## 1 本仕様書の位置付け

本仕様書は、横須賀市自然・人文博物館リニューアルに係る改修設計・製作等業務（以下「本業務」という。）について、市が事業者を募集及び選定するに当たり、応募者に公表する実施要領等と併せて取り扱うものとする。

本仕様書は、本業務の内容、求める仕様、品質及び成果品等に関し、事業者を求める特記仕様を示すものであり、あわせて応募者が提案を行うに当たっての具体的な指針とする。

なお、契約に関する一般事項は、本市契約規則及び契約約款により定めるものとし、実施要領等、本仕様書等で相違がある場合は、市と事業者が協議の上定めるものとする。

## 2 業務概要

### （1）業務名

横須賀市自然・人文博物館リニューアル改修設計・製作等業務

### （2）契約区分及び事業期間

実施要領の通りとする。

### （3）対象施設

ア 名称：横須賀市自然・人文博物館

イ 所在地：神奈川県横須賀市深田台95

ウ 主な機能：展示機能、交流機能、収蔵機能、執務機能、建築設備機能

### （4）本施設の位置付け

本施設は、横須賀市博物館条例（必要に応じ改正予定を含む。）に基づき設置する。

## 3 リニューアルに対する思い

本事業は、開館以来初めてのこの大規模リニューアルであり、本市として強い責任感と覚悟をもって取り組むものである。

来館者の五感を揺さぶり、知的好奇心をかき立てる体験を提供し、博物館の価値を高め、圧倒的かつ唯一無二の博物館へとリニューアルしたいと考えている。

また、「訪れる目的地」として多くの人に選ばれ、横須賀のまちづくりに資する文化的ランドマークとなり、市民の誇りとなる施設であり続けることを目指す。

こうした理念に共感し、博物館を起点とした地域ブランディングができる事業者とともに、事業を推進していきたいと考えている。

## 第2 共通要件

### 1 建物の概要

#### (1) 現状

項目	内容
延床面積	8,225.29㎡
所有	横須賀市
地域・地区	第一種中高層住居専用地域
防火規制	準防火地域（法第22条区域）
建物用途	博物館
構造	鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート

#### (2) 対象敷地

敷地に係る法令上の規制内容等については、本業務の実施に必要な範囲で、事業者は市と協議の上、関係機関への確認・協議を行うものとする。

なお、当該敷地は都市計画法における都市公園内にあり、当該施設は都市公園法による公園施設である。

## 2 法令、基準等

### (1) 総則

本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、提案内容に応じて各種基準、指針、要領、手引き等（以下「基準等」という。）を踏まえ、本仕様書に定める水準を満たすこと。

基準等については、市との協議により、提案内容が当該基準等と同等以上の性能・水準を確保すると市が認めた場合、根拠資料を示した上で、当該基準等の全部又は一部について代替手法によることができる。

なお、適用する法令及び基準等は原則として最新のものとする。

### (2) 申請

建築敷地については、提供する日影図などを参照の上、関係法令に適合する敷地を設定し、本業務の実施に必要となる確認、協議、届出、申請等について、市と協議の上、必要な資料作成及び手続きを行うものとする。

また、提出者名義が市となる手続き（建築基準法 12 条 5 項報告など）については、市の指示に基づき事業者が申請資料等を作成し、市が提出する。

### (3) 遵守すべき法令等

主な法令等を以下に示す（これらに限らない）。

#### ア 事業及び博物館に関する法令等

- ・ 博物館法
- ・ 社会教育法
- ・ 文化芸術基本法
- ・ 文化財保護法
- ・ 文化観光拠点を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律
- ・ 障害を理由とする差別の解消に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 著作権法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 電気事業法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 危険物関係法（関係政省令を含む。）
- ・ その他関係法令等

#### イ 建築に関する法令等

- ・ 建築基準法（関係政省令を含む。）
- ・ 景観法（関係政省令を含む。）
- ・ 消防法（関係政省令を含む。）
- ・ 都市計画法

- ・ 都市緑地法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・ 下水道法
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ その他関連する法令等

#### ウ 条例等

- ・ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（バリアフリー条例）
- ・ 横須賀市博物館条例及び同施行規則（改正を予定している。）
- ・ 横須賀市文化財保護条例
- ・ 横須賀市建築基準条例
- ・ 横須賀市火災予防条例
- ・ 横須賀市屋外広告物条例
- ・ 横須賀市景観条例
- ・ その他関係条例等

#### エ 参照する主な基準等

- ・ 文化財公開施設の計画に関する指針
- ・ 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要領
- ・ 文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック
- ・ その他関係する基準等

### 3 事業者に係る基本的事項

#### (1) 基本的な考え方

事業者は、市の意向及び公共性を踏まえ、誠実に本業務を実施するとともに、契約期間中は市との高い信頼関係の構築に努め、併せて高い倫理性の保持を徹底すること。

また、事業期間を通じて、各業務の遂行に適した能力及び経験を有する従事者を配置し、各業務における責任の所在及び役割分担を明確にし、業務の効率的かつ効果的に遂行する必要がある。

従事者間の連絡を密にし、必要な情報の共有及び調整を適切に行う必要がある。

本事業は展示の改修を主とすることから、業務全体の総合調整は、展示（展示改修設計・展示製作設置）を担う代表事業者が主体的に実施することとし、他の事業者はそれに協力するものとする。

加えて、本事業以外に市が実施する委託等の業務についても、代表事業者及び他の事業者は、調整・協力する必要がある。

なお、本事業は、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」第8条の規定に基づく民生安定施設の助成事業として実施予定である。

#### (2) 保険

##### ア 事業者が加入すべき保険

事業者は、自己の責任と費用負担により、本業務の実施に必要な保険を付保するものとする。

保険契約を締結したときは、保険証券（写し可）又はこれに代わる書面を速やかに市へ提示しなければならない。

##### イ 市が加入する保険

市は、施設所有者賠償保険を付保する予定である。

ただし、当該保険の付保は、事業者の責任を免除するものではない。

#### (3) 著作権

##### ア 成果品の利用

本事業により作成される成果品（写真、図面、設計図書、説明資料、原稿、データ、ソフトウェア、プログラム等を含む。）について、市は、無償かつ無期限、本施設の運営、展示、教育普及、広報等の目的の範囲において、利用、複製、編集、改変、公表その他必要な行為を行うことができることとする。

##### イ 成果品の著作権の帰属等

1. 成果品が著作物（著作権法第2条第1項第1号）に該当する場合、当該著作物に係る著作権（同法第18条から第28条までに規定する権利をいう。）は、次項に定める「事業者固有著作物」を除き、成果品の引渡し時に市に無償で譲渡するものとする。
2. 成果品のうち、本業務開始前から事業者が保有していた著作物および本業務の遂行に伴い事業者が開発した生成AIのアルゴリズム、プログラム、汎用的なノウハウ等（以下「事業者固有著作物」という。）に係る著作権は、基本的に事業者に留保されるものとする。ただし、近年AI技

術の進化が著しいことから、AI を活用する際の取り扱いについては、市と協議のうえ決定するものとする。なお、画像生成 AI のプロンプトには、個人情報や秘密保持すべき情報、特定の作者や作品に偏った内容を含めることを禁止する。また、生成される成果物についても、わいせつ、暴力的、誤解を招く内容や、博物館の理念および倫理に反する不適切な内容を含んではならない。

3. 事業者は、前項に基づき事業者が著作権が留保された「事業者固有著作物」について、上記「ア 成果品の利用」で定める目的の範囲内で利用することを、無償、無期限かつ再許諾権付きで許諾するものとする。
4. 事業者は、市が本仕様書に定める目的の範囲内で成果物を利用する場合に限り、著作者人格権を行使しないものとする。

#### ウ 第三者権利を含む場合の権利処理（著作権等処理）

成果品に第三者の著作物、肖像、商標その他の権利（以下「著作権等」という。）が含まれる場合、本目的のための使用許諾を得るものとする。権利処理に係る手続きは、市が提供する素材については市が処理するものとし、事業者が用意する素材については事業者が処理するものとする。

#### エ 継続費用等が生じない形態の原則

著作権等の権利処理は、供用開始後の運用において使用料その他の継続的な費用が発生しない形態（買い取り、無償許諾、使用期間の制限なし等）とすることを原則とする。

やむを得ず継続的な費用又は使用期間等の制限が生じる場合は、事前に市の承認を得なければならない。

#### オ 費用の取扱い

著作権等処理に伴い発生する使用料等の費用の負担は、原則、事業者の負担とする。

#### （４）その他

#### ア 打合せ記録の作成

事業者は、市及び関係機関と協議又は打合せを行ったときは、その内容を都度、書面に記録し、市と相互に確認するものとする。

記録作成の対象は、原則として仕様、品質、工程、安全、費用等に影響する事項とする。

#### イ 近隣対応及び対策

事業者は、工事の円滑な進行に努めるとともに、隣接する平和中央公園及び横須賀市文化会館の施設利用者を含む周辺の安全を確保し、騒音、振動、粉じん、臭気、交通動線等に配慮するものとする。

また、原則、文化会館駐車場は利用を控え、市と協議の上、博物館の裏側（平和中央公園内）に適宜駐車することとする。

周辺への周知及び苦情等への対応については、市と協議の上、適切に実施すること。

工事は、原則として月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、やむを得ず上記時間外又は土曜日、日曜日及び祝日に作業を行う場合は、事前に市と協議する。

## ウ 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第8条の規定に基づく民生安定施設の助成事業としての対応

本事業は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第8条の規定に基づく民生安定施設の助成事業として実施する予定である。

本事業の設計・施工に際し、展示物等は施設に固定することを基本とする。

市は、事業者が作成する資料を基に、補助対象及び対象外の範囲について補助元と協議を行う。

補助対象外となるものについては、代替措置の可能性について市と事業者で協議を行い、必要な代替措置を講じるものとする。

なお、補助金の申請に際しては、毎年度4月の概算要望及び12月の本要望を行う必要があり、市が申請書を作成するための資料として、事業者は翌年度の事業内容及び事業費が分かる資料（計画・設計・積算等に関する資料）を作成する必要がある。

## エ その他

事業者は、本業務に関連する範囲で、市が開催する各種会議、打合せ等に出席するとともに、必要な資料の作成等を行うものとする。

また、市が実施する説明会等において、事業者は参加し、説明補助等の支援（資料作成への協力を含む。）を行うものとする。

本仕様書に定めのない事項が生じたときは、市と事業者が協議の上定める。

## 4 事業範囲

### (1) 実施体制

#### ア 建築・展示の一体的な提案・施工

##### (ア) 基本的な考え方

本業務は、建築（建築設備を含む。）及び展示を一体的に計画・調整し、建築空間と展示演出が整合した提案及び実施となるよう進めるものとする。

また、本事業において、建物面積及び延べ床面積の増減は行わないものとする。

契約は、実施要領2（2）に掲げる契約区分に応じて複数の契約を締結するものとする。

本業務の総合調整及び実施体制の考え方は、「第2の3（1）基本的な考え方」の通りとする。

事業者は、各契約区分の実施責任及び指揮命令系統を明確にするとともに、市との協議・報告窓口を一本化するなど、円滑な連絡調整を行う必要がある。

##### (イ) 撤去等の範囲

- 床、壁及び天井の改修に伴い必要となる撤去等

床、壁及び天井の改修に伴い必要となる撤去（下地材、仕上材、既存造作等を含む。）、運搬及び処分は、原則として建築改修工事の範囲とする。

ただし、必要に応じて市と協議の上変更することができる。

- 固定展示物の撤去等

固定展示物（展示ケース、造作、サイン、什器等を含む。）の撤去、運搬及び処分は、原則として展示製作・設置の範囲とする。

ただし、必要に応じて市と協議の上変更することができる。

- アスベスト含有材への対応

アスベスト含有材については、市が保有する既存の調査結果【別添資料1 アスベスト調査報告書】を参考に、関係法令等に基づき、必要な追加調査、届出、囲い込み、封じ込め、除去、処理及び管理を適切に行うものとする。

#### イ 施工条件（施設運用、立入り、検査及び部分引渡し）

工事期間中であっても、市職員は館内に残置した書類や資料等を閲覧するために、館内（工事エリアを含む）に立ち入ることがある。

また、資料保存の観点から資料室の空調を入れておく必要があるため、設備担当者が工事エリアに立ち入ることがある。

事業者は、これらの立入りに伴う安全を確保するため、動線分離、立入管理、誘導、仮囲い・養生・注意喚起表示等の必要な措置を講じる必要がある。ただし、当該立入りにより施工に影響が生じるおそれがある場合は、事前に市へ申し出て協議し、必要な措置を講じることとする。

なお、工事の進捗及び施設運用上の都合により、工事の一部について部分使用及び部分引渡しを行うことがある。この場合の対象範囲、時期、検査方法、条件等については、事前に市と協議の上、書面により定めることとする。

## **(2) 事業範囲**

### **ア 対象範囲**

本業務の範囲は、「実施要領2(2)契約区分」に掲げる契約区分に基づき、本仕様書で定める通りとする。

### **イ その他**

事業者には、本仕様書に示された事項のみならず、記載されていない事項についても、博物館の価値向上につながる提案を期待する。

## **(3) 事業範囲の除外事項**

### **ア 非固定式什器・備品の調達**

移動式什器、非固定式展示ケース等の非固定式什器・備品の調達（購入、運搬、搬入等を含む。）に係る費用及び実施は、本業務の範囲に含めないものとする。

ただし、施設全体の統一感及び展示効果の向上を図るため、当該什器・備品類の選定に係る助言、レイアウト検討及び意匠に関する提案（必要な図面及び資料の作成を含む。）並びに必要となる経費の算出は、本業務の範囲に含めるものとする。

なお、図書閲覧機能における図書の選定及び購入は、本業務の範囲に含めないものとする。

### **イ 資料移設費の負担**

既存資料（収蔵品、展示品等）の梱包、運送、配置等の移設作業に係る費用及び実施は、基本的に本業務の範囲に含めないものとし市職員により行うものとする。

ただし、大型資料等の移設など、市職員で行うことができない資料については、本業務で実施するものとする。

なお、移設及び再設置を円滑に行うため、移設計画の検討、工程管理並びに本業務の実施に必要な調整及び配慮など本業務の範囲に含めるものとする。

また、本業務で行った方が効率的・効果的と判断される資料等の移設は、本業務で実施することを期待する。

### **ウ 市職員の執務に係る情報設備等について**

現在利用している博物館のホームページシステムおよび横須賀市役所の情報系システムは、セキュリティ上の理由から、別途の業務にて本事業期間中に電気配線工事等を実施する予定である。

## 第3 施設の機能及び性能に関する水準

### 1 博物館の目的・使命

横須賀市自然・人文博物館は、おもに三浦半島の自然誌と歴史を研究し、資料を集め、展示と教育を行っている。市民文化の創造と発展に寄与する博物館として、次のような目標のもとに運営している。

- 三浦半島の自然と人の歴史をわかりやすく展示する。
- 資料を収集して分類・整理し、学術資料として活用するとともに永久に保管する。
- 研究機関としての役割を担う。
- 生涯学習の場と機会を提供する。
- 学校教育に役立てる。
- 自然と文化の遺産を保護する立場に立つ。

### 2 リニューアルの方向性

#### (1) 目指す姿

子どもたちに「ワクワクする体験」と「心に残る思い出」を届ける博物館を目指す。

横須賀・三浦半島の歴史や自然、文化に触れながら、「知らなかった」「もっと知りたい」と感じる瞬間をたくさん生み出し、学びや探究心へつなげる。

特に、地域の子どもたちには、横須賀に人が住むようになった歴史や自然の魅力、暮らしの変化など、本市がどのように発展してきたかを分かりやすく理解できる施設とする。

また、市外の子どもたちにも「行ってみたい」と感じてもらえる魅力を提供し、博物館での体験を通じて、自然や歴史の興味を深め、将来につながる気づきや発見を得られる場とする。

博物館としての調査研究機能や専門性も大切にし、深く学びたい方々の知的好奇心にも応えられる施設とする。

横須賀市を含む三浦半島からはもちろん、横浜市・川崎市を中心とした神奈川県内、さらに東京都からの来館も視野に入れ、家族のおでかけ先や校外学習の場として「選ばれる博物館」を目指す。

多くの人が「行ってみたい」「また来たい」と感じる博物館となることで、集客を促進し、地域の賑わいや新たな交流を生み出す。

そして、子どもたちの笑顔をワクワクが人を呼び、地域を元気にし、その楽しさが次の世代へ受け継がれていく、そのような良い循環を生み出す博物館を作る。

#### (2) ターゲット

「子どもを起点としたファミリー層」をメインターゲットとする。

子どもがワクワクする体験は、友達や家族（兄弟姉妹、親、祖父母）へと自然に広がり、世代を超えて多くの人が集まるきっかけとなる。

「また行きたい」と思える場所は、家族みんなにとって特別な場所になり、その思い出は大人にな

ってからも心に残る。

そして、子どもの頃感じた楽しさや驚きは、将来、自分の子どもを連れて再び訪れたくなる、世代を超えて愛される博物館となる。

このような観点から、「子どもが夢中になれる」体験を中心に、子どもだけでなく大人も魅力的に感じる博物館を目指す。

### (3) 基本計画の位置づけ

市は、令和7年10月に策定した【別添資料2 横須賀市自然・人文博物館リニューアル基本計画】(以下「基本計画」という。)において、本業務の推進に係る方向性を示している。

ただし、基本計画はあくまで事業の基本的な方向性を示すものであり、今後の提案内容や設計・検討の進捗に応じて、内容を柔軟に調整することを前提とする。

なお、基本計画と本仕様書の関係性や考え方を以下に示す。

**ア 次に掲げる内容は、「基本計画を遵守」すること。**

1. 博物館の現状と課題
3. 事業活動計画
6. 今後について

**イ 次に掲げるのは、「基本計画及び本仕様書に記載の内容を遵守」すること。**

2. リニューアルの方向性

**ウ 次に掲げる内容は、「基本計画を参考としつつ、本仕様書に記載の内容を遵守」すること。**

5. 展示リニューアル計画

<考え方>

- ・ 基本計画に記載の「1 横須賀ワンダーゲート」「2 横須賀ダイナミック・シアター」「3 オーシャン・アトリウム」「4 三浦半島の自然と暮らし」「5 横須賀のあけぼの」及び「6 激動の横須賀」については、展示場所の変更、展示内容の統合・分割、追加、削除等により、展示構成及び空間構成を見直してよい。
- ・ 基本計画に記載の「7 収蔵展示室」については、当該場所で開催するものとする。
- ・ 基本計画に記載の「8 博物ひろば」は、「講堂2」とする。なお、基本計画で示している「博物ひろば」の機能については、必要性を精査し、「講堂2」やその他の場所において実施するものとする。
- ・ 基本計画に記載の「9 特別展示室」については、当該場所で開催するものとする。
- ・ 本仕様書に記載の「ア 地域へのとびら」「イ トピックス展示機能」「ウ 振り返り機能」「エ 図書閲覧機能」「オ 休憩機能」を1階から3階の適切な場所に設けるものとする。
- ・ 展示リニューアル計画に関するねらい及び内容については、本仕様書に記載の内容を遵守するものとする。

**エ 次に掲げる内容は、「本仕様書に記載の内容を遵守」すること。**

4. 施設改修計画

- ・ 改修後の平面図は【別添資料7 リニューアル後各諸室平面図】を基本とするが、より

効率的かつ魅力的にするための変更を行うことは可能とする。

#### オ 基本計画に記載している図面や画像の取り扱い

- ・ 基本計画に記載の図面及び画像は、策定時点におけるイメージを示したものであり、これにとらわれず、より魅力的な提案を期待する。

#### (4) 施設改修の主な考え方

施設改修は、以下の考え方を基本とした、博物館機能を全面的に強化するものとする。

#### ア 体験・体感・没入型の展示により「たくさんの人が訪れたい博物館」を実現する

来館の期待感を高める外観へ改修するとともに、施設出入口を自然館2階に集約し、動線の明確化により館内の回遊性の向上を図ること。

なお、外観改修を期待する範囲は【別添資料4 外観改修想定範囲】に示す。

また、ナウマンゾウ等を活用し、館の顔となる象徴展示を整備すること。

更に、親子で学べる体験を充実させ、来館者が能動的に展示物を操作し、五感に訴える展示体感等を通じて、学びの楽しさや関心・探究心を育む展示内容とすること。

加えて、集客性及び話題性のある目玉展示を提案すること。

#### イ 様々な視点を提供し、「ここにくれば横須賀がわかる博物館」を実現する

横須賀・三浦半島の自然・歴史・文化を総合的に扱い、概要が理解できるとともに、その魅力を実感できる展示内容とすること。

また、学び方及び観察の仕方を伝える展示手法を導入し、研究活動の追体験やアクティブラーニングを促すことで、来館者が主体的に疑問を持ち、思考を深められる構成とすること。

更に、文化観光の核として、市内各所の見どころへの興味を喚起し、地域全体の周遊を促すとともに、館内外を往還しながら学びを深める「学びの好循環」を生み出すこと。

#### ウ 更新性の高い展示室を整備し、「なんども来たい博物館」を実現する

常設展示だけでは扱いきれない多様なテーマの展示に出会えるよう、特別展示室の拡充及び機能を充実させ、展示機能の強化及び魅力向上を図ること。

あわせて、自主企画による特別展の開催に加え、中規模から大規模の巡回展の誘致できるよう、外部主催者が利用しやすく、出展したいと感じる魅力及び利便性を備えた特別展示室として整備すること。

更に、常設展示室の一部については、大がかりな工事を伴わず展示替えが行えるよう、照明及び電源等を柔軟に整備すること。

#### エ 豊富な博物館資料を積極的に公開する

収蔵資料を公開する「収蔵展示室」を整備し、実物資料ならではの迫力により来館者に強い印象を与えること。

なお、資料保存の重要性及び博物館の役割についての理解促進を期待する。

#### オ ユニバーサルデザインに対応した施設へリニューアル

誰もが安心して利用できるよう、ハード及びソフトの両面からユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。

具体的には、エレベーター増設、通路幅の確保、適切な照明、分かりやすい案内表示、多機能トイレの整備、音声案内、多言語対応等について検討し、施設全体としての利便性及び安全性の向上を図ること。

なお、多言語対応については、日本語及び英語を基本とする。

#### **カ 限られた空間を有効に活用し、資料室の面積・容積を拡大**

使用頻度の低い諸室、学芸員室及び事務室等について、必要に応じて機能を整理・集約し、資料室の面積及び容積の拡大を図ること。

あわせて収蔵方法の見直し及び効率化により、既存の資料室の面積及び容積の拡大を図ること。

なお、諸室の整理・集約の内容及び詳細については、【別添資料7 リニューアル後各諸室平面図】を参照しながら、市と協議の上定めることとする。

#### **キ 建築改修、建築設備の更新対応**

本改修においては、エレベーターの新設を除き、用途変更、増築及び建築物の大規模修繕は行わないものとする。

なお、【別添資料5 設備更新リスト】【別添資料10 収蔵機能水準リスト】【別添資料11 執務機能水準リスト】の中の「必須」と表記している箇所は、実施する必要があると考えている。

一方、「可能な限り」と表記している箇所は、リニューアル後に直ちに使用不可となることがないよう状態を精査し、事業者決定後は市と十分協議をし、必要に応じて実施する必要がある。

#### **ク 老朽化した設備の更新対応**

館内にある蛍光灯はLEDに交換すること。その他老朽化した設備について、【別添資料5 設備更新リスト】を参照の上更新すること。

#### **ケ 展示体験を連続させるための共用部グラフィック等整備（ブリッジ・階段等）**

各展示室で形成する展示世界観（ストーリー・雰囲気）を、展示室外の移動空間（階段、廊下、トイレ、吹き抜けブリッジ等）においても途切れさせず、来館者の没入感と学習意欲を維持・向上させることを目的として、共用部のグラフィック等（サイン、壁面演出、床面演出、デジタル表示を含む）を必要に応じて整備すること。

### **（5）特記事項**

#### **ア グリーン購入の実施**

本施設の建設及び備品等の購入に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の趣旨を踏まえ、環境に配慮した建材及び備品を優先して選定・購入すること。

#### **イ セキュリティへの配慮**

展示室、収蔵庫、職員通用口、搬入口、バックヤード、事務室等について、区画管理及び監視等を適切に計画し、盗難及びいたづら等の防止に配慮すること。

#### **ウ 防災・防火・避難安全への配慮**

地震、火災、停電等の災害時における来館者の安全確保及び資料被害の最小化に配慮し、適切に計画すること。

また、展示造作、内装、演出機器等が防火計画及び避難計画に支障を及ぼさないよう、関係法令に適合させるとともに、必要に応じて関係機関との協議結果を踏まえて計画すること。

暗所演出を行う場合においても、避難時の視認性及び誘導を確保し、避難安全を担保すること。

#### **エ 音と振動に対する配慮**

音及び振動が、他の場所へ悪影響を及ぼさないよう、配置、構造、遮音及び防振等に配慮すること。

#### **オ 耐震性能に対する配慮**

本リニューアルにおいては、エレベーターの新設に伴い床及び壁の一部撤去が生じるため、人文館の構造診断を行った。

人文館は、新耐震基準による建物であるが、構造診断の手法として耐震診断【別添資料6 構造診断報告書】を行ったため、事業者は、当該構造診断結果を参照し、適切に実施すること。

なお、自然館は耐震診断後に耐震補強工事を実施済みである。

#### **カ 収蔵資料等に対する配慮**

展示室及び資料室については、資料特性に応じた保存環境を確保するため、必要に応じて温湿度管理、換気、光・照明、室内空気汚染対策、虫害対策及びカビ対策等に配慮すること。

空気汚染対策として、ホルムアルデヒド、有機酸、アンモニア等の発生を抑制できる適切な建材、塗料及び接着剤を選定し、使用材料等について市に提示し、確認を受ける必要がある。

IPM（総合的有害生物管理）の観点から、清掃性の確保、外部からの侵入防止並びにトラップ設置等の点検に可能な限り配慮すること。

設備計画は、【別添資料5 設備更新リスト】を基本として実施すること。

なお、展示室や資料室の改修に当たっては、内装材等から発生する汚染物質の影響を低減するため、収蔵・展示開始前に適切な「枯らし」期間を確保すること。

#### **キ 維持管理性（保守・更新性）への配慮**

供用開始後の点検、清掃、消耗品交換、修理及び機器更新が円滑に行えるよう、維持管理動線、点検口、機器搬出入経路、配管・配線の更新性、部材の標準化等に配慮すること。

また、施設運用の継続性及びランニングコストの低減に資するよう、省エネルギー性及び運用管理のしやすさに配慮すること。

更に、展示造作及び演出機器等に必要となる電源容量、配線・配管経路、通信、荷重条件、取付・吊元、点検スペース並びに搬出入経路等について、建築・設備計画と矛盾が生じないように、前提条件及び取り合いを整理すること。

あわせて、デジタル展示、演出機器、映像音響、監視カメラ等の運用を見据え、必要な電源容量を適切に計画すること。

通信回線、情報システム、火災報知器等の弱電設備の更新に際しては、配線経路、機器設置スペース、保守点検性及び更新性に可能な限り配慮すること。

### 3 展示機能及び性能に関する仕様

本項では、事業者提案を求め、領域並びに展示のねらい及び内容を示す。

#### (1) 提案を求める領域

提案可能な箇所は、【別添資料7 リニューアル後各諸室平面図】に示す展示機能部分及び展示可能エリアとし、当該範囲内で実施すること。

#### ア 展示の基本的な考え方

##### (ア) 来館者体験の質

入館から退館までの一連の体験を通して、横須賀及び三浦半島の自然・歴史・文化を貫くストーリーを、来館者が「自分事」として体験できる展示構成とすること。

また、来館者に強い印象を与え、来館後も記憶に残り、再来館や他者への推奨につながる印象的で魅力ある展示体験を提供すること。

あわせて、博物館で得た知識を起点として、来館者が自然や歴史、文化への関心を深め、自ら考えるきっかけを与えること。

##### (イ) 展示演出・デザイン

照明、音響、映像、造形等を効果的に活用し、展示内容と調和した魅力的な演出及びデザインとすること。

なお、展示パネルのキャプションは、日本語及び英語を基本とし、必要に応じて多言語対応にも配慮すること。

ユニバーサルデザイン及び多文化対応に配慮し、年齢、身体条件、国籍等に関わらず安心して利用できる展示空間とすること。

新たに製作・設置する展示物、展示棚等については、転倒及び落下防止の観点から、原則として躯体に固定することとし、固定が困難な場合は、市と協議の上、同等の安全性を確保できる代替措置を講じること。

##### (ウ) 体験・インタラクティブ性

来館者が「学び・発見・交流」を能動的に体験できるインタラクティブな仕組みを備え、子どもから高齢者まで多世代が楽しめる体験を提供すること。

あわせて、初めての来館者の動機を高めるとともに、リピーターの創出につながることを期待している。

##### (エ) 地域性

地域資源を活用し、地域の特性を生かした独創的な「横須賀らしさ」を展示で表現すること。

また、館内見学を通じて横須賀・三浦半島の歴史や自然を理解できる展示とすること。

更に、市民や地域団体が展示製作の一部に参画できる仕組みや市内の関連施設・研究機関（例えばJAMSTEC）との連携、自然・歴史遺産等の地域資源を活用した魅力的な展示を通して、周辺地域への回遊を促す仕組みを期待している。

## (オ) 教育・学習機能

探究的な学習を促す仕組みを展示に取り入れ、教育的効果を高めること。

また、学校教育活用できる機能や地域学習の拠点となる仕組みを整え、子どもたちの学びや活動の場を創出することを期待している。

## イ 運用に関する考え方

### (ア) 資料の取扱・更新性

展示内容の更新・拡張、展示替え、機器管理及び清掃等の日常運営に係る作業負担が過大とならない仕組みとすること。

また、資料の長期保存に配慮し、温湿度及び照度等の調整が可能な設備・構造とすること。

展示ケースを設置する際の機能要件は、【別添資料8 展示ケース水準リスト】を参照すること。

なお、デジタル展示及び演出機器等については、供用開始後、職員による更新・運用が可能な範囲及び方法を明確にすること。

### (イ) 緊急時への配慮・対策

ネットワーク障害、機器故障、停電等の不測時においても、来館者の安全及び最低限の施設運営が可能となるよう、代替運用、復旧手順及び保守体制を明確にすること。

また、サイバーセキュリティに配慮し、アカウント権限管理、ログ管理、OS・ソフトウェア更新並びに脆弱性対応等の運用方針を整理すること。

## (2) 展示のねらい及び内容

下記に記載する内容及び【別添資料9 展示機能水準リスト】に定めるねらい等を踏まえ、展示構成を提案すること。

エリア区分並びに展示場所は、「第3の2(3)基本計画の位置づけ」の内容を基本とする。

ただし、展示の魅力向上を目的として、各項目のねらいを満たすことを前提に、提案内容に応じて、展示場所の変更、展示内容の統合・分割、追加、削除等により、展示構成及び空間構成を見直ししてもよい。また、エリアの名称変更も可能とする。

なお、収蔵展示室、第1特別展示室及び第2特別展示室、講堂1、講堂2の場所は変更しないこととする。

## ア 横須賀ワンダーゲート【以下に考え方を参考として示す。】

本エリアは、「横須賀がナウマンゾウ発見の地」であることを来館者に強く印象づける。

ナウマンゾウ発見・命名の経緯、横須賀製鉄所や長井で見つかった化石など、横須賀ならではの物語性を軸に、地域に根差したストーリーで展開する。

展示は、実物・レプリカ・模型を主体とし、補助的にインタラクティブ要素を取り入れて体験的・参加的に学べる構成とする。

また、ナウマンゾウの生物的特徴に加え、共存していた動物や当時の環境、登場以前の生物の変遷まで多角的に示し、知的好奇心を刺激する探究的な展示体験を提供する。

あわせて、「ナウマンゾウの世界」に入り込んだような没入感のある空間演出と、写真を撮りたくなるフォトスポットを設け、発信・話題化につながる仕掛けを整える。

更に、横須賀・三浦半島の地形・自然・歴史への関心を広げ、自然科学や歴史学への探究へと波及する導線をつくる。

#### **イ 横須賀ダイナミックシアター【以下に考え方を参考として示す。】**

本機能は、三浦半島の自然と歴史への理解を促すダイジェスト映像やイマーシブ映像を導入し、横須賀における「海・陸・人」の相互関係が直感的に伝わる体験を提供する。

本館の目玉展示の一つとして、集客性・話題性を備え、来館者の感情に訴え記憶に残るスケールの映像体験を創出するため、実写、CG、アニメーション等を効果的に用いて現地に足を運んだかのような臨場感を演出する。

また、来館者の期待感を醸成し「もっと知りたい」という探究意欲を喚起して他エリア展示の導入・理解補完につなげるため、周辺展示や実物資料との連動、上映時間・プログラム構成（複数本・切替等）、インタラクティブ要素の有無、運用方法まで含めて一体的に検討し、実施されることを期待する。

施設面では同時に35名程度が利用できる観覧スペースと動線を確保し、スタッフ常駐を前提としない運用が可能な仕組みとする。

あわせて、写真撮影等により共有したくなる象徴的な場面や装置を備え、来館後の発信・再来館につながる体験価値を高めること。

なお、団体で来館された際に、使いやすい運用を求めるとともに、他エリア展示への興味・理解を促進する導入・ハブ機能を担うことを期待する。

#### **ウ 横須賀ワールド（基本計画「旧オーシャンアトリウム」）【以下に考え方を参考として示す。】**

本機能は、来館者がワクワク感や高揚感を得られるエリアとする。

横須賀・三浦半島の自然と歴史を多様なテーマで紹介し、理解を広げるとともに、インタラクティブ要素を中心に、来館者が能動的に関わり、操作・思考する体験を通じて「学ぶ楽しさ」を実感し、関心と探究心が育まれる構成とする。

親子で遊びながら学べる一方で大人の知的好奇心にも応える深度を確保し、動植物の剥製、岩石、漁具等の実物資料に映像や模型等を効果的に組み合わせ配置する。

あわせて、写真に撮りたくなる象徴的な見どころを設け、来館後も地域や自然を身近に感じ、日常の対話や発見につながるきっかけを提供すること。

また、更新性、学びの多様性、発見の重層性といった再来館につながる仕掛けを備え、スタッフ常駐を前提としない運用が可能な設計とすること。

なお、ダイナミックで印象的な空間演出により、記憶に残る体験を創出することを期待する。

#### **エ 三浦半島の自然と暮らし【以下に考え方を参考として示す。】**

本エリアは、深海から丘陵まで連なる三浦半島の多様な自然環境と、そこに育まれた生物多様性、そして自然とともに営まれてきた人々の暮らし・文化を、動線に沿って巡りながら体感できる展示空間とする。

エリアに入っただけで視野いっぱいに広がる自然史標本の世界を提示するなど、好奇心が連続する構成とすること。

豊富な実物資料にジオラマ、映像投影、背景表現等を組み合わせ、種の多様性と生態系の多様性を分かりやすく提示すること。

自然景観がいかなる地形・地質的背景を持ち、どのような変遷を経てきたかについても示し、その成因や将来にも思いを巡らせられる提案を期待する。

また、人の暮らしが自然環境・生物相の影響を受けて形づくられてきたことと、人間の営みが谷戸に広がる里山の風景や、津久井浜や三浦に広がる畑のような自然景観を形作ってきたという双方向の関係を、季節の移ろいと暮らしの連動演出も交えながら理解できる構成し、来館者が地形区分・土地利用といった俯瞰的視点と、生物や生活文化といった具体的視点を行き来しつつ、自然と暮らしのつながりに自ら気づく体験を提供する。

更に、人の暮らしでは、生業などの日常だけでなく、ハレの日である年中行事や民俗芸能も取り入れることでより重層的な人の暮らしを紹介すること。

古民家（既存大型展示物）は移設困難であることを踏まえ、展示の中核的要素として位置付け、その効果を最大化する。あわせて、道具や行事に込められた自然への祈りや畏怖、暮らしの力強さを伝え、時代の移り変わりの中で変化してきた人と自然の関わりを考えるきっかけとすること。

更に、何度訪れても新たな発見が得られる更新性を確保し、環境問題を含む「これからの人と自然の関わり方」へ探究がつながるストーリー構成とすること。

#### **オ 横須賀のあけぼの～大地の誕生から黒船来航前夜まで～【以下に考え方を参考として示す。】**

本エリアは、地質時代から江戸時代前半までを対象に、三浦半島の「深海から生まれた大地」と「海とともに生きた人々の歴史」などを時代の流れに沿って示し、地域の成り立ちや歴史を理解するための土台となる展示とする。

各時代の環境と三浦半島特有の地形・その変化を踏まえ、人々が土地の特徴と海をどのように活用して暮らしや社会を形づくってきたのかを、分かりやすく伝えること。

「深海から生まれた大地」では、火山の影響、深海で形成された地層、新生代の地層・岩石、プレートのはたらき、活断層等を扱い、現在の地形につながる形成過程を理解できる構成とする。

化石・岩石の実物やレプリカを中心に、野外観察のような空間演出とインタラクティブ展示を組み合わせ、来館者が疑問を持ち、自ら考えながら謎を解き明かす探究型体験を提供し、横須賀・三浦半島の地形・自然・歴史への興味を地球科学への関心へと広げるきっかけをつくること。

「海とともに生きた人々」では、考古資料・歴史史料を軸に、狩猟・採集、農耕と豪族の形成、三浦郡と三浦一族、幕府と三浦半島などのテーマを通じて、暮らしと社会の成り立ちを示す。

実物資料を中心に据えつつ、入替・追加がしやすい構成とし、研究の進展や新たな視点を反映して理解が継続的に更新される展示とすること。

あわせて、資料の読み解き方や解釈を積み重ねる思考プロセスを体験として提供し、当時の環境や暮らしを想像しながら、過去と現在のつながりを実感できる展示とする。

実物が持つ重みと説得力を通じて歴史の面白さと奥行きを伝え、長い時間の積み重ねで形づくられた地域の歴史への気づきと、地域への誇り・魅力の理解が育まれることをねらいとする。

#### **カ 激動の横須賀～黒船来航から現在まで～【以下に考え方を参考として示す。】**

本エリアは、ペリー来航以降から現在に至る地域の歴史を、主要な出来事と街の変遷を軸にたどり、横須賀が日本の近代化の起点の一つであったこと、そしてその歩みが現在の暮らしと連続していることを来館者が実感できる展示とする。

特に、横須賀製鉄所建設を契機とした日本近代化への貢献や近代的都市形成に焦点を当て、江戸

期までほぼ海面であった横須賀・東京湾側が埋立により市街地・工場群へと変化した過程や、日本で早期に鉄道・道路・水道・港湾等の都市基盤が整備されたこと、その痕跡が今も暮らしの基盤として残っていることを、視覚的に分かりやすく伝える。これにより、横須賀の街の魅力への理解を深め、今後の街づくりを考える手がかりにつなげる。

展示は、実物資料にジオラマや映像を組み合わせた体感的な構成とし、パネル等の補助教材を効果的に配置して、時代の流れをつかみつつ関心に応じて理解を深められるよう工夫する。

また、ペリー来航から始まる激動の時代と横須賀の近代史を時代の流れに沿って示し、日本全体の近代史との対比を通じて横須賀の歴史的な重要性を体感的に理解できるようにする。

更に、鉄道・道路・学校・公園・水道・通信など、現在当たり前前に利用している都市機能が横須賀製鉄所建設からつながっていることに気づき、「納得」と「再発見」を得られる展示とし、市民には郷土愛と誇りを育み、観光客には近現代史における横須賀の重要性を発見してもらうことをねらいとする。

過去と現在の対比等により当時の情景を身近に感じられ、来館者が高揚感をもって学べる演出を期待する。

特に、全国的にも特異な近代的な都市形成の経過経緯を子供たちにわかりやすく伝え、横須賀の将来像に夢を抱かせる内容とすること。

横須賀の近代史は、ペリー来航、日本の近代化の起点となった横須賀製鉄所と技術発展をリードした海軍工廠や航空技術廠、首都防衛の拠点東京湾要塞、戦後の米海軍の駐留と特異な都市文化の醸成など世界史的にも注目される事象が連なる。

一方では、風光明媚な三浦半島は景勝地としても知られ、著名人の別荘が点在する地域であるとともに、農漁業が長らく盛んであり続けるなど、横須賀の地域史は多面性をも有している。

これらを効果的に紹介し、来館者の横須賀の近代史への興味関心を喚起するとともに、地元への誇りにつながる展示計画とすること。

なお、本市における関連施設との役割分担を整理すること。関連施設で紹介する内容については、当館ではその全体像を伝え、関連施設でその詳細を伝える。

例えば、今後整備予定の（仮称）浦賀ドックミュージアムでは、浦賀奉行所、ペリー来航、浦賀船渠株式会社、ドライドック、浦賀地域に関する人物、浦賀引揚の歴史、造船の歴史等の詳細を伝えるため、当館では、その概要、全体像に留める。詳細については、設計を進めながら決定する。

#### **キ 収蔵展示室【以下に考え方を参考として示す。】**

本エリアは、収蔵資料そのものの魅力を伝えるとともに、資料の「収集・保存」「調査・研究」「展示教育普及」に至る博物館活動の一連の流れを、来館者が体験的に理解できる展示とする。

機能として「魅せる資料室」「見える資料室」「デジタルアーカイブ展示」の3つを備え、相互に連動させることで、博物館の役割と資料保存の重要性への理解を深める。

「魅せる資料室」は、資料を適切に保存しながら本物の迫力を体感できる場として整備し、資料保全と公開の両立や博物館の社会的役割が伝わるよう工夫する。

「見える資料室」は原則入室不可としつつ、窓越しに様々な分野の魅力的な資料を見ることができるとともに、収蔵資料の入替えに対応できる計画とし、作業の合理性と資料保全を両立する。

あわせて、収蔵展示室内において、「見える資料室」も含めたバックヤードツアーを想定した設

え及び収蔵資料選定とし、「資料が守られ、活かされる現場」を理解できる動線を整える。

「デジタルアーカイブ展示」は、収集・保存・研究・公開への理解促進を目的に、高精細画像・動画・3Dデータ等を大画面で閲覧できる体験を提供し、既存の博物館資料データベースを活用して多数の資料を閲覧できる構成とする。

このように、実物展示とデジタルの両面から、資料の価値や読み解きの面白さに触れられるようにする。

収蔵展示室周辺の展示可能スペースを活用して体験を補完・拡張する場合は、遮光等の必要な対策を行い、資料保全と展示効果を両立させること。

なお、P14のカ収蔵資料等に対する配慮を順守し、収蔵機能及び性能に関する仕様は、「第3の5 収蔵機能及び性能に関する仕様」を、必要な什器の仕様は【別添資料10 収蔵機能水準リスト】を参照すること。

#### ク 特別展示室【以下に考え方を参考として示す。】

本エリアは、特別展示及び巡回展示に柔軟に対応できる「第1特別展示室」「第2特別展示室」を整備し、継続的な集客と話題づくりにつながる拠点とする。

第1・第2特別展示室に加え、隣接するホール・ラウンジを一体的に活用できる設えとし、展示内容や規模に応じて空間を拡張できる運用性を確保する。

両展示室の内装改修は必須とし、ピクチャーレール+ワイヤーフック、照明、電源、映像投影・音響、通信環境、可変レイアウト等の基本設備を整備して、利用形態に応じた柔軟な展示・運営を可能とする。

第1特別展示室は、貴重資料の展示を想定し、資料保全及びセキュリティに配慮した計画とする。また、既存の壁面ケースは可能な限り活用し、展示の質を確保しつつ改修の合理性にも配慮する。

第2特別展示室は、展示を行っていない期間に講義や体験学習型ワークショップ等を実施できる多目的な学習交流スペースとして活用できる計画とする。

また、机12台程度（W1800mm×D600mm程度）と椅子36脚程度を配置できる空間規模を確保し、明るさ・音環境・可変性・滞留のしやすさ等の快適性、準備撤収のしやすさ、備品搬入、動線等の使い勝手に配慮する。あわせて、室内の一部に可変的な収納スペースを設け、運用に応じて収納面積を調整できるようにする。

隣接ラウンジは、展示期間中は外光から資料を保護できる機能を備え、展示を行っていない期間は眺望を活かしつつ、眺望に関する解説機能を備えた空間とする。

全体として、学校・地域団体・企業・研究文化団体等の外部団体が「使いたい」と感じる魅力と利便性を備え、展示と学習交流の双方を支える施設機能の強化をねらいとする。

#### (3) その他必要となる機能

以下の5つの機能は、展示機能及び展示可能スペースに必ず設けること。

#### ア 地域へのとびら【以下に考え方を参考として示す。】

本エリアでは、横須賀・三浦半島の全体像を感じ、市内に点在する自然・歴史に関する野外の地域資源を分かりやすく紹介する「地域への入口」となる展示とする。

地域資源については、単に魅力を伝えるだけでなく、施設の概要や今・これから現地で何が見られるかといった最新情報も得られる内容とし、来館者の行動（現地訪問）につながる導線をつくる。

特に、博物館附属施設である馬堀自然教育園及び天神島臨海自然教育園、市の社会教育施設である図書館、横須賀美術館、ヴェルニー記念館、ティボディエ邸、ペリー記念館、更に今後新たに設置予定の（仮称）浦賀ドックミュージアム及び大矢部みどりの公園について、博物館を起点として各施設及び地域資源への回遊が可能な構成とする。

これらの施設は本エリアで特に重視する代表的なものであるが、市内には他にも多様な自然・歴史資源が点在しており、本展示を通じてそれら全体へ興味を広げる入口となることを目指す。

あわせて、各施設の役割の違い（学び・鑑賞・体験等）が来館者に伝わるよう具体的に整理し、相互利用を促すことを目的とする。

更に、学芸員の存在や活動が伝わる内容とし、博物館と来館者のコミュニケーションを促進する機能を備えることで、地域学習を深められる仕掛けを整える。

また、来館者が地域資源を実際に訪れ、フィールドワーク後に再び博物館に戻って学びを深める「学びの好循環」を生み出す展示構成とする。

なお、小中学校の総合的な学習の時間等にも活用しやすい内容とし、教室・野外・博物館での学びが連動する地域学習の基盤づくりを狙う。

#### **イ トピックス展示機能【以下に考え方を参考として示す。】**

本機能は、学芸員の研究成果の紹介、テーマ展示、時事展示等を機動的に行う小規模展示コーナーとして整備し、来館者に「今の博物館」「動いている研究」を伝える発信拠点とする。

常設展示を補完し、再来館の動機づけやタイムリーなテーマの学びの提供につながる展示機能をねらいとする。

運用面では、展示ケース、ピクチャーレール+ワイヤーフック一式、照明、電源、映像投影等の基本設備を備え、テーマに応じて柔軟に構成できる計画とする。

展示エリアは分割運用を可能とし、同時に2つ以上の展示を開催できる設えとすることで、内容の多様性と更新性を確保する。全体の規模としては、約4㎡程度とする。

#### **ウ 振り返り展示機能【以下に考え方を参考として示す。】**

本機能は、各展示やエリアで得た学び・発見・感想・気づきに加え、博物館体験が来館者の心にも与えた影響や価値観の変化、将来に向けた思いや夢などの「大切な思い」も自由に表現し、他の来館者と共有・交流できる「ふりかえり」の場として整備する。

アウトプットを通じて学びや感動を可視化し、来館者自身の探究や自己理解を深めるとともに、多様な視点や思いに触れることで自然な対話や気づきが生まれ、豊かな展示体験を提供することをねらいとする。

投稿内容については、スタッフによるチェック機能やフィルター等の安全対策を講じ、不適切な内容を未然に防ぐ仕組みとする。

あわせて、投稿・書き込み内容を記録・管理・分析できる仕組みを整え、来館者の関心や感情・理解の傾向を把握することで、展示や運営の改善、今後の企画への活用につなげる。

更に、他展示エリアとの連動やテーマ・季節ごとのトピック設定により、館内全体の学びと思

考・感情が循環し発展していく構成とすることを期待する。

#### **エ 図書閲覧機能【以下に考え方を参考として示す。】**

本機能は、自然及び歴史に関する図書を閲覧できるスペースとして整備し、展示で得た学びや関心を、より深い理解と自主的な学習へつなげる「調べる場」を提供することをねらいとする。

司書等のスタッフが常駐しないことを前提に、来館者が自律的に利用しやすい空間・導線・しつらえとし、展示体験の延長として「もっと更に知りたい」「自分で調べてみたい」と思ったときに立ち寄れる位置付けとする。

なお、図書の選定及び購入は本業務の対象外とする。

#### **オ 休憩機能【以下に考え方を参考として示す。】**

本機能は、来館者が館内を快適に利用し、展示を無理なく巡れるよう、ラウンジを含む休憩スペースを適切に整備する必要がある。

また、飲料自動販売機を設置できるスペースを確保し、滞在のしやすさと満足度を高めること。

展示室内においても、必要に応じて椅子を適切に配置して休憩機能を確保し、高齢者や子ども連れを含む多様な来館者が自分のペースで鑑賞・学習できる環境を整えること。

椅子の意匠・デザイン等を各展示室のテーマに沿って工夫し、休憩を単なる休む場所にとどめず、展示体験を補完・延長する要素として位置付ける。

## 4 交流機能及び性能に関する仕様

### ア 総則

交流機能については、本仕様書及び【別添資料7 リニューアル後各諸室平面図】、並びに以下の「イ～エ」に基づき、改修・新設を含む更新を行うこと。

なお、団体での来館等へ配慮した計画とすることや、来館者の利便性向上のために必要となる機能やサービスなどについても検討し、実施することを期待する。

### イ エントランス空間

受付及びロッカー、ショップの機能は、施設の出入口付近に設けることとし、混雑時も円滑に運用できるよう、機能を無理なく配置できる規模を確保すること。

また、それぞれの視認性を来館者の動線を意識した配置とすること。

なお、供用開始後は、現状の倍以上の来館者数を想定しており、提案内容に応じた適切な運営に対する助言等を期待する。

#### (ア) 受付

来館者がスムーズかつ安心して入館手続きを行える受付機能を設え、案内・問い合わせ業務に対応できる受付スペースを設けること。

また、混雑を緩和し、入館から展示室への動線が円滑に流れるようにする必要がある。

更に、車いす利用者やベビーカー利用者が使いやすいカウンター高さや通路幅を確保するなどユニバーサルデザインに配慮し、隣接するミュージアムショップと相互に対応できる位置関係・空間構成（視認性、連携動線等）とする必要がある。

#### (イ) ロッカー

来館者が手荷物を安全かつ安心して預け、身軽に展示を楽しめる環境を提供するとともに、展示室内での滞留や事故リスクを軽減させる必要がある。

そのため、小型から大型まで多様な荷物サイズに対応できるロッカーを、適切な数量と種類で整備し、利用者が簡便に操作できる方式とすること。

また、ロッカーは無機質な収納設備にとどめず、展示テーマや地域性等を感じられる意匠・色彩・サイン計画により、「ワクワク感」や施設らしさを演出して空間の魅力向上につなげることを期待する。

あわせて、視認性の高い案内サイン・誘導表示を設け、ロッカー周辺の動線は十分な幅を確保して、混雑時でも安全に通行できるレイアウトとすること。

#### (ウ) ショップ

来館者の学びを深めるとともに、来館体験の価値向上及び施設の魅力発信に資する場として整備すること。

また、館独自のオリジナル商品及び地域資源を活用した商品の販売を通じ、収益確保及び地域連携の促進を図る場となることを踏まえた空間設計とすること。

あわせて、書籍、雑貨、食品等、多様な商品ジャンルに対応できる固定式の棚を設けること。

全体的に、来館者が回遊しやすく、混雑時にも滞留が発生しにくいレイアウトとすること。

更に、盗難防止及び安全管理に配慮し、見通しの良い設計とし、上記計画の実現に必要な

床、壁及び天井の改修を行うこと。

#### ウ 講堂 1

講義・講座・研修並びに館内スタッフ又は外部との打合せに利用できる計画とすること。

あわせて、団体利用時にはガイダンス及び昼食での利用できる計画とすること。

利用人数は30～50人程度を想定し、当該人数を収容可能な規模とすることとし、机（W1800mm×D600mm程度）12台程度及び椅子36脚程度を配置できる空間とすること。

内装は、床を耐水性及び清掃性の高い仕上げとし、床及び壁の改修を行うこととし、天井は可能な限り美装すること。

設備として、既存のスクリーン及び黒板を撤去し、130インチ以上の映像投影設備を設けること。

また、リーラーコンセント又は同等以上の電源設備を設けること。

更に、壁面に展示が可能となるよう、ピクチャーレール又は同等以上の設えとすること。

なお、第4常設展示室からの動線となる講堂1と講堂2の間の空間を可能な限り美装すること。

#### エ 講堂 2

講義・講座・研修並びに館内スタッフ又は外部との打合せに利用できる計画とすること。

あわせて、団体利用時にはガイダンス及び昼食にも利用できる計画とすること。

また、ワークショップやボランティアとの液浸資料整理作業、水を使うワークショップ等もできる計画とすること。

利用人数は30人程度を想定し、当該人数を収容可能な規模とすることとし、ボランティア作業に用いる可動式机（W1800mm×D600mm程度）10台程度及び椅子30脚程度を配置できる空間とすること。

内装は、床を耐水性及び清掃性の高い仕上げとし、床及び壁の改修を行うとともに、天井は可能な限り美装すること。

設備として、既存のスクリーン及び黒板を撤去し、90インチ以上の映像投影が可能な設備を設けること。

更に、壁面に展示が可能となるよう、ピクチャーレール又は同等以上の設えとすること。

## 5 収蔵機能及び性能に関する仕様

### ア 総則

収蔵機能については、【別添資料7 リニューアル後各諸室平面図】及び【別添資料10 収蔵機能水準リスト】に基づき、収蔵機能の更新（改修・新設を含む。）を行うこととし、更新範囲及び必要となる収蔵機能及び性能については、これらの資料に示す内容を基本とする。

収蔵資料の保存環境については、「第3の2（5）カ 収蔵資料等に対する配慮」の内容を参照すること。

### イ 安全・運用に関する仕様

火災、浸水及び漏水等のリスク低減に配慮し、感知・通報、止水、排水、床上げ等の必要な対策を講ずること。

また、資料の搬入出、検品、梱包・開梱及び一時保管等が安全かつ効率的に行える動線及び作業スペースを確保すること。

棚・書架等の設置に当たっては床荷重を確認し、転倒防止等の安全対策や必要に応じて遮光措置及び紫外線対策を講ずること。

更に、資料増加を踏まえ、棚の増設や配置替え等、将来の可変性に配慮すること。

## 6 執務機能及び性能に関する仕様

### ア 総則

執務機能については、【別添資料7 リニューアル後各諸室平面図】及び【別添資料11 執務機能水準リスト】に基づき、改修・新設を含む更新を行うこととし、更新範囲及び必要となる執務機能については、これらの資料に示す内容を基本とする。

あわせて、環境・セキュリティ・運用面では、個人情報及び機微情報の取扱いに配慮し、執務エリアの適切なゾーニングを行った上で、施錠や視線制御等により必要なセキュリティを確保すること。

来客対応及び打合せが執務に支障なく行えるスペースを確保するとともに、文書・資料・備品の保管に必要な収納を整備すること。

また、換気、照明、空調及び騒音等に配慮し、快適で集中しやすい執務環境を確保すること。

### イ 図書室

集密書架の設置を提案する場合、構造上の安全性を確保するため、構造チェック等により安全性の確認を行う必要がある。

なお、更新を行う範囲及び必要となる機能は、【別添資料11 執務機能水準リスト】を基本として実施すること。

## 7 建築機能・建築設備機能及び性能に関する仕様

本施設における建築及び建築設備の改修箇所は、別添資料を参照しながら、必要な対応を行うことを基本とする。

なお、実施設計や工事を行う中で、やむを得ない事情がある場合は別途協議の上、方針を定めることとする。

### (1) 建築機能

#### ア 総則

事業者は、本仕様書を参考にしながら現況確認を行い、必要な対応を行うこと。

なお、建物面積及び延べ床面積の増減は行わないものとする。

#### イ 内装改修

改修前後で位置・大きさ・形状に変更がない諸室についても、可能な範囲で内装改修を実施すること。

#### ウ 施設出入口

施設出入口は自然館2階に集約し、来館者を出迎える場として本施設を象徴するデザインとすること。

外観改修を期待する範囲は【別添資料4 外観改修想定範囲】に示す。

また、現在の人文館1階の風除室は、隣接する展示機能エリアと一体的に利用できる計画とすること。

なお、出入口部分の改修については、必要となる機能を整理し、利便性や視認性、ワクワク感などを創出することを期待する。

#### エ 建築基準法の確認

【別添資料13 建築基準法確認リスト】を参照し、本事業において必要な対応を行うこと。

なお、現行法に合わせた改修を行うことを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は別途協議の上、方針を定めることとする。

#### オ 構造（耐震等）への対応

構造については、【別添資料6 構造診断報告書】を参照し、当該診断結果を踏まえ、本事業に必要な耐震性能を確保するよう適切に実施すること。

なお、自然館は耐震診断後に耐震補強工事を実施済みである。

また、人文館は新耐震基準による建物であるが、エレベーター工事における床・壁スラブの撤去に応じた構造診断を行っている【別添資料6 構造診断報告書】。

### (2) 建築設備機能

#### ア 総則

館内全般の設備（空調、換気、給排水衛生、電気等）の改修及び更新は、各室の用途及び運用計画に適合するよう計画し、必要な性能を確保するよう設置及び更新を行うこと。

また、既存建物の隠蔽部等で施工不良その他改修が必要と判断される箇所が判明した場合は、速

やかに発注者へ報告し、協議の上で改修案を検討・提案すること。

更に、本改修工事に伴い撤去・復旧が必要となる範囲についても必要な工事を見込むこととし、復旧仕様は原則として現状同等以上とすること。

#### イ 昇降機能（来館者用エレベーターの増設）

来館者用として、1階から3階まで運行するエレベーターを増設すること。

エレベーターの定員は13人以上とし、非常時の通報機能及び運行異常の監視・保守管理が可能な設備を備えるなど、安全管理が適切に行える仕様とすること。

また、エレベーター利用時もワクワクする演出等を期待する。

エレベーターの増設位置及び計画は、【別添資料15 エレベーター等に関する構造計算概要書】を参照の上、【別添資料7 リニューアル後各諸室平面図】及び【別添資料14 エレベーター・トイレ基本設計書】に示す内容を基本として実施すること。

設計に当たっては、既存スラブ等の構造安全性を確認し、必要に応じて補強方法を検討の上、補強を実施すること。

#### ウ トイレ機能（エレベーター設置に伴う既存トイレの代替）

エレベーター設置に伴い影響を受ける既存トイレについては、【別添資料14 エレベーター・トイレ基本設計書】に示す内容を基本として計画すること。

また、ジェンダー平等について、特におむつ替えシートや授乳コーナーについては配慮すること。

トイレの配置及び仕様は、【別添資料7 リニューアル後各諸室平面図】に記載された内容を基本とし、「掃除用倉庫」は同一階の男子トイレ又は女子トイレのいずれか一方に設けること（重複設置は不要）。

あわせて、各トイレには適切な換気設備を設けること。

なお、トイレにおいても、機能に留まらず、館全体の魅力を高める提案を期待する。

#### エ その他設備（館内全般）

更新範囲および必要な設備機能は、【別添資料5 設備更新リスト】を基本として実施すること。

ただし、【別添資料5 設備更新リスト】は市の希望および参考として示すものであり、これに過度に拘束されることなく、事業者は創意工夫により、運用および維持管理の効率化並びに機能向上に資するよう実施すること。

なお、リニューアル後に直ちに使用不可となることがないように状態を精査し、事業者決定後は市と十分協議をし、必要に応じて実施する必要がある。

## 第4 業務の実施に関する仕様

### 1 展示改修設計

#### ア 上位計画及び関連計画等の確認、与件整理

本業務に関係する上位計画、基本計画及び関連する別添資料、提案内容等を踏まえ、設計の前提条件及び当該仕様書で重視した事項を整理し、市と事業者の間で共通認識のもと、必要となる展示改修設計を行うこと。

#### イ 展示改修に係る設計図書の作成

事業者は、展示手法及び演出、展示室のゾーニング、動線計画並びに展示対象資料の空間配置を確定するとともに、ゾーンの目的、狙い、展示項目及び演出手法等を確定し、展示設計図書を作成すること。

##### (ア) 図面・図書類

全体平面図、展開図、展示資料構成図、什器造作図、資料演示具図、展示電気設備図（配灯図、照明機器図、コンセント位置図）、展示AV機器構成図、模型・造形図、展示装置図、グラフィック構成図、特記仕様書等

##### (イ) 説明資料

展示設計説明書及びイメージパース図等（展示装置、映像、デジタルコンテンツ、展示ごとの解説内容の概要等）

#### ウ 上記に係る積算

イ（ア）（イ）で作成した設計図書に基づき積算を行うこと。

#### エ 工程表の作成

製作、施工、調整等を含む工程表を作成すること。

#### オ 10年間の維持管理計画・ランニングコストの作成

展示設備・装置等を対象とした10年間の維持管理計画（点検、清掃、保守、更新、消耗品交換、故障時の対応、運用上の留意事項等）を作成し、ランニングコストを算出すること。

#### カ その他（詳細事項）

展示改修設計の詳細は【別添資料9 展示機能水準リスト】を参照し、実施すること。

事業者は、展示設計着手前に展示改修設計業務計画書を作成して市に提出し、確認を受けること。

なお、同計画書には実施体制及び工程等を記載するものとし、記載内容の詳細は市と協議の上決定すること。

また、市は、工期及び契約金額の変更を伴わず、かつ事業者の提案趣旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができる。

## 2 建築改修設計

建築改修設計業務を進めるにあたり、エレベーター設置およびこれに伴うトイレの基本設計を実施しているため、【別添資料 14 エレベーター・トイレ基本設計書】を参照のうえ、実施設計を行うこと。

なお、当該エレベーター設置およびトイレ設計に加え、その他改修に必要な各種実施設計業務についてもあわせて実施するものとし、必要に応じて基本設計を行うこと。

### ア 建築改修設計検討

提案内容、当該仕様書及び関連する別添資料等に基づき、必要となる建築改修設計を行うこと。

あわせて、「第4の1 展示改修設計」の内容により改修が必要となるエリアの電気設備、機械設備及び給排水衛生設備等について検討すること。

館内全般の設備（空調、換気、給排水衛生、電気等）については、用途及び運用計画に適合する更新計画を立案すること。

また、出入口部分については、周辺環境との調和に配慮し、施工性、維持管理の容易性及び経済性等を総合的に勘案して設計を行うこと。

### イ 建築改修に係る設計図書の作成

建築改修に係る設計図書として、全体平面図、展開図、断面図、天井伏図、電気設備図、機械設備図、給排水衛生設備図、新設エレベーター図、特記仕様書及び仕上表等、工事に必要となる図面を作成すること。

### ウ 上記に係る積算

イで作成した設計図書に基づき「公共建築工事積算基準」に基づいた積算を行うこと。また、積算根拠が分かるよう、内訳書を作成すること。

### エ 工程表の作成

設計、工事等を含む工程表を作成すること。

### オ 10年間の維持管理計画・ランニングコストの作成

建築・設備改修部分を対象とした10年間の維持管理計画（点検、保守、修繕、更新、消耗品交換、運用上の留意事項等）を作成し、ランニングコストを算出すること。

### カ 各種許認可申請等業務（関連業務を含む）

事業者は、本事業における建築改修工事の実施に必要な諸手続きを遅滞なく行うこと。

関係機関との事前協議において市の協力が必要な場合、市は必要に応じてこれに協力する。

事業者は、建築改修工事に伴う各種申請・届出等の手続きを事業スケジュールに支障がないよう適切な時期に実施するとともに、関係法令等により必要となる手続きの一覧（申請先、提出時期等を含む。）を作成し、事前に市の確認を受けること。

あわせて、建築基準法に基づく計画通知（又はこれに準ずる手続き）等、所管行政庁等への提出が必要な手続きを行い、各種申請許認可等に係る書類の写し等を市に提出すること。

## キ その他

事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書等を基準として業務を遂行すること。

事業者は、建築改修設計着手前に建築改修設計業務計画書を作成して市に提出し、確認を受けること。

なお、同計画書には実施体制及び工程等を記載するものとし、記載内容の詳細は市と協議の上決定すること。

また、市は、工期及び契約金額の変更を伴わず、かつ事業者の提案趣旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができる。

### 3 展示製作・設置

#### ア 基本事項

事業者は、市が確認した「第4の1展示改修設計」に基づき、展示製作図及びソフト・コンテンツ関連の詳細製作図を作成の上、展示の製作、整備、搬入、設置及び現場施工を行うこと。

あわせて、供用開始後に必要となる取扱説明書、操作マニュアル、保守管理計画等を作成し、関係法令に係る届出、申請及び検査立会い等、これらに付随する業務を行うこと。

また、展示に用いる画像、映像、音源、文章、フォント、ソフトウェア等に関する著作権、肖像権その他の権利処理について、必要な手続き、責任分担及び利用範囲（館内利用、広報、教育利用、再利用等）を整理するとともに、デジタルコンテンツ等の成果物については、編集データを含む引渡し範囲、引渡し形式及び再利用の可否を明確にすること。

#### イ 業務分担

本業務における展示改修設計及び展示製作設置については、展示内容の正確性及び学術的価値を担保しつつ効果的な演出を実現するため、市と事業者の役割分担を別表「展示製作における各業務の業務範囲」の通り定める。

なお、本仕様書及び別表に定めのない事項は、市と事業者が協議の上、別途定めるものとする。

##### （ア）展示素材の提供と加工

展示に使用する原稿、写真、図版等の基本的な素材は、原則として市が提供するものとする。

事業者は、提供された素材を確認の上、展示効果を最大化するための見せ方を提案するとともに、展示空間に最適化した製作（レイアウト、補正、加工、出力データ作成等）を行うものとする。

なお、市の提供素材に不足がある場合については、市と事業者が協議の上定める。

##### （イ）学術監修及び専門的助言

展示内容の学術的正確性を確保するため、監修者の選定及び依頼は市が行うものとし、事業者は必要に応じて協力するものとする。

監修者との連絡調整は原則として市が行うものとするが、市の求めに応じて事業者が連絡調整の一部を補助することができる。

なお、市が選定し、かつ依頼した監修者に係る謝礼その他の費用は、市が負担するものとする。事業者が別途監修者等を選定し、かつ依頼した場合は、当該監修者等に係る謝礼その他の費用は、事業者の負担とする。

#### ウ 工事期間中の車両

工事関係車両の駐車スペースを十分に確保し、周辺道路上で工事関係車両を待機させないこと。

#### エ 完成検査及び引渡し業務

事業者は、供用前に試運転、性能確認及び調整を実施し、その結果を市に報告すること。

また、本業務に含まれる各種設備等について操作・運用マニュアルを作成して市に提出するとともに、当該マニュアルの内容について説明を行うこと。

## オ 10年間の維持管理計画・ランニングコストの作成

展示改修設計完了時から変更がある場合は、展示設備・装置等を対象とした10年間の維持管理計画（点検、清掃、保守、更新、消耗品交換、故障時の対応、運用上の留意事項等）を作成し、ランニングコストを算出すること。

### 【別表. 展示製作における各業務の業務範囲】

業務内容	作業主体		備考
	事業者	市 (博物館)	
監修者選定・依頼	△	●	
監修者との実務調整	△	●	
原稿作成		●	
原稿編集・リライト・翻訳（英）	●	△	最終的な確認は市が実施
図版提供		●	権利処理済みのものを市が提供
ロゴ提供		●	
イラスト作成	●	△	最終的な確認は市が実施
動画作成	●		既存素材は市提供 最終的な確認は市が実施
写真撮影	●	●	アーカイブ等の資料用素材は市が提供 演出用の高精細な素材は事業者が用意 最終的な確認は市が実施
映像撮影	●	●	アーカイブ等の資料用素材は市が提供 演出用の高精細な素材は事業者が用意 最終的な確認は市が実施
模型等作成	●	△	最終的な確認は市が実施
3D作成	●	△	元データ・資料用データは市が提供 展示物にするためのデータ作成は事業者作成

●：主たる実施主体 △：協力・補助的实施主体

## 4 建築改修工事監理

### ア 工事監理業務

事業者は、「第4の2 建築改修設計」の工事が設計図書及び本仕様書等に基づき適切に実施されていることを確認すること。

事業者は、工事監理業務責任者（建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者をいう。以下同じ。）を配置し、当該責任者の氏名、連絡先及び保有資格等の必要事項について、事前に市の確認を受けること。

工事監理業務責任者から施工者への指示は書面により行い、市の求めに応じて当該書面を提出すること。

工事監理業務責任者は、工事監理報告書を毎月市に提出するとともに、市の要請があった場合は随時報告を行うこと。

なお、工事監理業務の内容は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理業務委託共通仕様書」によるものとする。

## 5 建築改修工事

### ア 基本事項

事業者は、「第4の2 建築改修設計」に基づき、施工図等を作成し、工事を行うこととする。

また、供用開始後に必要となる資料（取扱説明書や操作マニュアル、保守管理計画等）についても作成する必要がある。

なお、これらに付随する関係法令に係る届出、申請及び検査立会い等の業務を含むものとする。

### イ 工事期間中の車両

工事関係車両の駐車スペースを十分に確保し、周辺道路上で工事関係車両を待機させないこと。

### ウ 完成検査（エレベーター完了検査を含む）

事業者は、供用前に各種設備の試運転、性能確認及び調整を実施し、市に報告すること。

また、本工事に含まれる各種設備等について操作・運用マニュアルを作成して市に提出するとともに、当該マニュアルの内容について説明を行うこと。

### エ 10年間の維持管理計画・ランニングコストの作成

建築改修設計完了時から変更がある場合は、建築・設備改修部分を対象とした10年間の維持管理計画（点検、保守、修繕、更新、消耗品交換、運用上の留意事項等）を作成し、ランニングコストを算出すること。

## 6 成果物及び提出部数

### (1) 特記事項 (共通)

#### ア 提出部数及び判型

設計完了時及び整備完了時に事業者が提出する部数及び判型は、以下の通りとする。

##### (ア) 図面 (設計図面及び完成図面)

- A 1 判：1 部
- A 3 判：2 部 (A 1 図面の縮小版又は同等内容を含む。)

##### (イ) 報告書等 (設計書、完成図書、写真、取扱説明書・保守計画表、実績報告書等)

- A 4 判：2 部 (別途 A 3 判指定があるものは当該指定による。)

#### イ 紙媒体

- 黒表紙 (背表紙付き) で製本し、表紙及び背表紙に業務名称、年度 (又は提出年月)、事業者名を明記すること。
- A 1 判図面は、製本し、表紙及び背表紙に業務名称、年度 (又は提出年月)、事業者名を明記すること。(黒表紙製本の対象外)。

#### ウ 電子データ

- 上記提出資料一式の電子データは、CD又はDVDとし、容量が不足する場合は、市と協議の上定める。
- 電子データは、Adobe Acrobat等で閲覧が可能な形式とする。
- データ形式、命名規則、フォルダ構成、格納方法等の詳細は市と協議の上定める。

### (2) 設計完了時 (期限：令和 10 年 3 月 31 日まで)

事業者は、設計完了時に次の成果物を提出すること。

#### ア 設計書

- 設計説明書
- 特記仕様書 (建築、電気設備、機械設備、給排水衛生設備、消防設備、昇降機、展示等)
- 仕上表、機器計画 (機器表等)、性能要件が分かる資料
- 関係法令等への適合方針、必要な届出・協議事項の整理
- その他、市が必要と認める資料

#### イ 設計図面

- 建築図 (平面図、立面図、断面図、天井伏図、展開図、詳細図、建具表等)
- 設備図 (電気設備図、機械設備図、給排水衛生設備図、消防設備図、系統図等)
- 展示計画図 (展示レイアウト、展示什器・造作図、必要な詳細図等)
- その他、市が必要と認める図面

#### ウ 積算関連資料

- 設計内容に基づく整備費等の積算資料

※ 国の補助金等活用を見据え、補助対象／対象外区分が可能な形で整理

※ 積算内訳書、数量算出書、単価作成資料、見積徴収、検討資料など根拠となる資料

#### エ 整備工程表

- 設計完了から整備完了までの工程計画

#### オ 維持管理計画及びランニングコスト（プロポーザル時から変更が生じた場合）

- 展示及び建築、設備に関する10年間の維持管理計画（点検、保守、修繕、更新、消耗品交換、運用上の留意事項等）
- 10年間のランニングコスト算出

#### カ 変更概要書（プロポーザル時から変更が生じた場合）

- 変更前と変更後の概要が分かる資料

#### キ その他

- 実施工程表（設計業務の実績工程。計画との差異が分かるもの）
- 打合せ議事録（設計変更・仕様変更・指示事項の最終反映内容が確認できる資料）
- その他、市が必要と認める関連資料

### （3）整備完了時（期限：令和12年3月15日まで）

事業者は、整備完了時に次の成果物を提出すること。

#### ア 完成設計書

- 設計説明書
- 特記仕様書（建築、電気設備、機械設備、給排水衛生設備、消防設備、昇降機、展示等）
- 仕上表、機器計画（機器表等）、性能要件が分かる資料
- 関係法令等への適合方針、届出書類等
- その他、市が必要と認める資料

#### イ 完成図面

- 建築に係る完成図面一式
- 展示に係る完成図面及び展示製作図一式

#### ウ 積算関連資料

- 設計書に基づき、実施数量及び金額が分かる資料
- 設計内容から変更があった場合は、変更前と変更後が分かる資料

#### エ 実施工程表

- 設計完了から整備完了までの計画工程表と実施工程表が分かる資料

#### オ 維持管理計画及びランニングコスト（設計完了時から変更が生じた場合）

- 展示及び建築、設備に関する10年間の維持管理計画（点検、保守、修繕、更新、消耗品交換、運用上の留意事項等）
- 10年間のランニングコスト算出

#### カ 変更概要書（設計完了時から変更が生じた場合）

- 変更前と変更後の概要が分かる資料

#### キ 完成写真

- 着工前と完成が分かる写真（同アングル）
- 内外観、主要室、主要設備、展示一式等の完成状況が分かる写真（必要に応じて、隠ぺい部等の施工中写真を含む）  
※ 工事施工記録写真は「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」によること。

#### ク 取扱説明書・保守計画（運用・維持管理資料）

- 操作・運用マニュアル（起動停止、通常運転、緊急時対応）
- 日常点検方法、保守点検要領、保守計画表（法定点検の要否及び周期を含む。）
- 消耗品・交換部材一覧、推奨予備品（該当する場合）
- 連絡先一覧（メーカー、施工者、保守事業者等）
- 保証関係資料（保証書の写しを含む。）
- 展示コンテンツ等に係る権利・ライセンス一覧（著作権、素材、フォント、ソフト等の利用条件が分かるもの。該当する場合）

#### ケ その他

- 検査・試験・調整記録（試運転、性能確認、測定記録、是正記録等）及び引渡しに必要な記録
- 打合せ議事録
- 設計変更・仕様変更・指示事項の最終反映内容が確認できる資料（変更一覧等）
- その他、市が必要と認める引渡し関連資料

#### コ 補助金対応関係書類

事業者は、国の補助金等を活用して事業を実施するため、事業完了後も会計検査に必要な書類を整理・保存・管理し、市の求めに応じて速やかに提出できる状態とすること。

なお、会計検査に必要な書類は、上記成果物（ア～ケ）に加え、以下の書類を管理すること。

- 施工体制台帳
- 契約書（元請業者と市が締結した契約書、並びに元請業者が直接契約する一次下請業者との契約書類）
- 市に提出した見積書
- 請求書とともに、支払を証明する銀行振込明細書、領収書等

## 7 コスト・積算に関する考え方

### (1) リニューアル後の運営方針

- リニューアル後も博物館の魅力を維持・向上させ、来館者へのサービスの質を安定的に確保することを目指す。
- リニューアルに伴い新たに発生するランニングコストを適切な収入により補い、自立的な運営を目指す。

### (2) 収入・支出に対する基本的な考え方

#### ア 収入に関する考え方

- 入館料又は観覧料を導入し、収入に計上する場合は、施設規模及び改修内容に加え、来館者が支払う価値を感じられる展示内容・体験価値と整合した金額を設定し、提案すること。
- 入館料等を収入として計上する場合は、決済手数料、人件費、管理費用等、徴収に係る経費を支出として計上すること。
- 料金設定の根拠及び考え方、想定来館者数、有料来館者数、減免の考え方等が分かる資料を提出すること。
- 文化会館駐車場の使用料も収入に計上可能とする。
- 供用開始前後に実施する協賛金、寄附金、クラウドファンディング等の収入も計上可能とする。

#### イ 支出に関する考え方

- ランニングコストは、【別添資料7 リニューアル後各諸室平面図】に示された展示機能、交流機能、建築設備、展示可能エリアで新たに発生する点検費、保守費、修繕費、更新費、消耗品交換費等の経費を対象とし、10年間の合計額とする。主に展示関連の費用やエレベーター、自動ドアの維持費を含む。
- また、入館料や観覧料、及び展示運営に必要な人件費もランニングコストに含める。
- 更に、事業範囲の除外となる非固定式什器についても含める必要があることから、数量・金額の想定を記載すること。
- ただし、執務機能や収蔵機能で新たに発生する費用（空調の点検費や保守費等）、並びに光熱水費、清掃委託費、警備費（既存分・増加分を含む）、市職員の人件費はランニングコストの対象外とする。

### (3) コストに関する提出資料

#### ア 提案時

##### (ア) 価格提案書及び価格提案内訳書

- 価格提案書は、様式3-3(1)から(5)までの書式を使用し、押印のうえ提出すること。
- 価格提案内訳書（書式は任意）は、提案価格の内訳（積算の積み上げが分かるもの）を記載すること。

- なお、提案内容と設計内容に差異が生じた場合、本資料が変更協議の基礎資料となる。

#### (イ) 収支計画内訳書

- 提案内容に基づく10年間のランニングコストおよび収入を算出し、企画提案書には考え方やその要点を記載すること。
- 収支計画内訳書（書式は任意）には、ランニングコストと収入に関するの内訳（積算の積み上げが分かるもの）及び考え方を記載すること。

### イ 設計完了時

#### (ア) 積算関連資料

- 「第4の6(2)ウ積算関連資料」に記載の通り、展示製作設置、建築改修工事、建築改修工事監理のそれぞれについて積算を行い、提出すること。
- 展示に関する設計は、ガイドライン等で積算が確立されているものがある場合は、それに基づき積算を行うこと。
- 建築に関する設計は、「公共建築工事積算基準」等に基づいた積算を行うこと。
- プロポーザル時から変更がある場合は、変更点分かる資料も提出すること。

#### (イ) 収支計画内訳書

- プロポーザル時から変更がある場合、「第4の6(2)オ維持管理計画及びランニングコスト（プロポーザル時から変更が生じた場合）」に記載の通り、維持管理計画及びランニングコストについても算出し、提出すること。
- あわせて、プロポーザル時に提出した「収支計画書」の変更が伴う場合は、最新のものを提出すること。

### ウ 事業完了時

#### (ア) 積算関連資料

- 設計完了時から変更が生じた場合、「第4の6(3)ウ積算関連資料」に記載の通り、変更前と変更後分かる資料を提出すること。
- 「第4の6(3)コ補助金対応関係書類」に記載の通り、補助金対応関係書類のリストを提出すること。

#### (イ) 収支計画内訳書

- 設計完了時から変更が生じた場合、「第4の6(2)オ維持管理計画及びランニングコスト（プロポーザル時から変更が生じた場合）」に記載の通り、維持管理計画及びランニングコストについても算出し、提出すること。
- あわせて、プロポーザル時に提出した「収支計画書」の変更が伴う場合は、最新のものを提出すること。

### エ 補助金要望時

- 事業者は、「第2の3(4)ウ「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第8条の規定に基づく民生安定施設の助成事業としての対応」に記載の通り、補助金の要望に当たっては、翌年度の事業費及び事業内容分かる資料を作成すること。

## 8 その他業務

### (1) 周知・広報

事業者には、本事業（博物館リニューアル）の周知及び認知度向上を図るため、広報の実施内容、時期及び方法など広報戦略の提案を期待する。

### (2) 工事期間中の対応

事業者は、市が将来的に保存・活用に必要となる資料を作成する必要がある。また、広報・周知活動の充実に資する手法などの提案を期待する。

### (3) 開館に向けた準備

事業者は、リニューアル開館に向けて、運営体制、来館者対応、案内方法、記念事業など、多方面から最適な方法及び手法の提案を期待する。

### (4) 施設運営

事業者には、博物館の開館後の施設運営について、持続可能で安全かつ円滑な運用を実現に向け、現状整理や課題分析、改善案の提案を期待する。

### (5) 資金調達

事業者には、本事業の財源確保に資する資金調達手法について、提案を期待する。

なお、令和9年度以降に寄附者の名前を刻むガバメントクラウドファンディングを予定している。